

## ○群馬県文化財保護条例

昭和五十一年十月二十五日条例第三十九号

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 有形文化財
  - 第一節 群馬県指定重要文化財（第四条—第二十二条）
  - 第二節 群馬県登録有形文化財（第二十二條の二—第二十二條の十一）
- 第三章 無形文化財
  - 第一節 群馬県指定重要無形文化財（第二十三条—第二十八条）
  - 第二節 群馬県登録無形文化財（第二十八条の二—第二十八条の六）
  - 第三節 県指定重要無形文化財以外の無形文化財（第二十九条）
- 第四章 民俗文化財
  - 第一節 群馬県指定重要有形民俗文化財及び群馬県指定重要無形民俗文化財（第三十条—第三十六条）
  - 第二節 群馬県登録有形民俗文化財及び群馬県登録無形民俗文化財（第三十六条の二—第三十六条の六）
  - 第三節 県指定重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（第三十七条）
- 第五章 記念物
  - 第一節 群馬県指定史跡名勝天然記念物（第三十八条—第四十二条）
  - 第二節 群馬県登録記念物（第四十二条の二・第四十二条の三）
- 第六章 群馬県選定保存技術（第四十三条—第四十五条）
- 第七章 埋蔵文化財（第四十五条の二—第四十五条の四）
- 第八章 補則（第四十六条）
- 第九章 罰則（第四十七条—第五十条）

## 附則

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百八十二条第二項及び第三項の規定に基づき、群馬県（以下「県」という。）の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講ずるとともに、土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について必要な事項を定め、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

## （定義）

第二条 この条例で「文化財」とは、法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第三条 知事は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

## 第二章 有形文化財

### 第一節 群馬県指定重要文化財

(指定)

第四条 知事は、県の区域内に存する有形文化財（法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを群馬県指定重要文化財（以下「県指定重要文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、知事は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による指定をするには、あらかじめ、別に定める群馬県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、その旨を群馬県報（以下「県報」という。）で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

5 第一項の規定による指定は、前項の規定による県報の告示があつた日からその効力を生ずる。

6 第一項の規定による指定をしたときは、知事は、当該県指定重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第五条 県指定重要文化財が県指定重要文化財としての価値を失つた場合その他特殊の理由があるときは、知事は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

3 県指定重要文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたときは、当該県指定重要文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、知事は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定重要文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第二項で準用する前条第四項の規定による県指定重要文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、県指定重要文化財の指定書を知事に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第六条 県指定重要文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び知事の指示に従い、県指定重要文化財を管理しなければならない。

2 県指定重要文化財の所有者は、当該県指定重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な

者を専ら自己に代わり当該県指定重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、県指定重要文化財の所有者は、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 管理責任者には、第一項の規定を準用する。

（所有者の変更等）

第七条 県指定重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 県指定重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

（管理団体による管理）

第八条 県指定重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には知事は、適当な市町村その他の法人を指定して、当該県指定重要文化財の保存のため必要な管理（当該県指定重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該県指定重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、知事は、あらかじめ、当該県指定重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする市町村その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を県報に告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び市町村その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第四条第五項の規定を準用する。

5 県指定重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた市町村その他の法人（以下この節において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第六条第一項の規定を準用する。

（管理団体の指定の解除）

第九条 前条第一項に規定する理由が消滅した場合その他特殊の理由があるときは、知事は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第四条第五項の規定を準用する。

（管理団体の管理の費用）

第十条 管理団体が行う管理に要する費用は、この条例に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨

げるものではない。

(滅失、毀損等)

第十一条 県指定重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(所在の変更)

第十二条 県指定重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を知事に届出なければならない。ただし、規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(修理)

第十三条 県指定重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

(管理団体による修理)

第十四条 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該県指定重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合には、第八条第五項及び第十条の規定を準用する。

(管理又は修理の補助)

第十五条 県指定重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部に充てさせるため、当該県指定重要文化財の所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、知事は、管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第十六条 県指定重要文化財の管理が適当でないため当該県指定重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、知事は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 県指定重要文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、知事は、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。

4 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第二項の規定を

準用する。

(現状変更等の制限)

第十七条 県指定重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。
- 3 知事は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、知事は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、県は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第十八条 県指定重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、第十五条第一項の規定による補助金の交付、第十六条第二項の規定による勧告又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 県指定重要文化財の保護上必要があると認めるときは、知事は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(公開)

第十九条 知事は、県指定重要文化財の所有者に対し、六月以内の期間を限つて、知事の行う公開の用に供するため当該県指定重要文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 知事は、県指定重要文化財の所有者に対し、三月以内の期間を限つて、当該県指定重要文化財の公開を勧告することができる。
- 3 第一項の規定による出品のために要する費用は、県の負担とし、前項の規定により公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。
- 4 県は、第一項の規定により出品した所有者に対し、給与金を支給することができる。
- 5 知事は、第一項の規定により県指定重要文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該県指定重要文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。
- 6 知事は、第二項の規定による公開及び当該公開に係る県指定重要文化財の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

7 第一項又は第二項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該県指定重要文化財が滅失し、又は毀損したときは、県は、所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき理由によつて滅失し、又は毀損した場合は、この限りではない。

第二十条 前条第二項の規定による公開の場合を除き、県指定重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第十二条の規定による届出があつた場合には、前条第六項の規定を準用する。

(調査)

第二十一条 知事は、必要があると認めるときは、県指定重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該県指定重要文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第二十二条 県指定重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該県指定重要文化財に関しこの条例に基づいてする知事の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該県指定重要文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

## 第二節 群馬県登録有形文化財

(有形文化財の登録)

第二十二條之二 知事は、県の区域内に存する県指定重要文化財以外の有形文化財（法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたもの、法第五十七条第一項の規定により登録されたもの及び法第百八十二条第二項の規定による市町村の条例に基づき指定されたものを除く。以下この条において同じ。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを群馬県登録有形文化財（以下「県登録有形文化財」という。）として群馬県文化財登録原簿（以下「登録原簿」という。）に登録することができる。

2 知事は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴くものとする。

3 第一項の規定による登録をするには、知事は、あらかじめ、登録しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

4 第一項の規定による登録をするには、知事は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

5 第一項の規定による登録は、その旨を県報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

6 第一項の規定による登録は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

7 第一項の規定による登録をしたときは、知事は、当該県登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

(抹消)

第二十二條の三 県登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の理由があるときは、知事は、その登録を抹消することができる。

- 2 前項の規定による登録の抹消には、前条第四項から第六項までの規定を準用する。
- 3 県登録有形文化財について法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定があつたとき、法第五十七条第一項の規定による登録があつたとき若しくは法第八十二条第二項の規定による市町村の条例に基づく指定があつたとき又は第四条第一項の規定による指定をしたときは、当該県登録有形文化財の登録は、抹消されたものとする。
- 4 前項の場合には、知事は、その旨を県報で告示するとともに、当該県登録有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第二項で準用する前条第五項の規定による県登録有形文化財の登録の抹消の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、県登録有形文化財の登録証を知事に返付しなければならない。

(管理)

第二十二條の四 県登録有形文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく規則に従い、県登録有形文化財を管理しなければならない。

- 2 県登録有形文化財の所有者は、当該県登録有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該県登録有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節において「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3 県登録有形文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、知事は、適当な市町村その他の法人を、当該県登録有形文化財の保存のため必要な管理（当該県登録有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該県登録有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行う団体（以下この節において「管理団体」という。）に指定することができる。
- 4 県登録有形文化財の管理には、第六条第三項、第七条、第八条第二項から第五項まで、第九条及び第十条の規定を準用する。
- 5 県登録有形文化財の管理責任者及び管理団体には、第一項の規定を準用する。

(滅失、毀損等)

第二十二條の五 県登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(所在の変更)

第二十二条の六 県登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

（修理）

第二十二条の七 県登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 管理団体が修理を行う場合には、第八条第五項、第十条及び第十四条第一項の規定を準用する。

（現状変更の届出等）

第二十二条の八 県登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 県登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、知事は、第一項の規定による届出に係る県登録有形文化財の現状変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（公開に関する指導又は助言）

第二十二条の九 県登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、知事は、県登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、県登録有形文化財の公開及び当該公開に係る県登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

（現状等の報告）

第二十二条の十 知事は、必要があると認めるときは、県登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、県登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

（所有者変更に伴う登録証の引渡し）

第二十二条の十一 県登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該県登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

### 第三章 無形文化財

#### 第一節 群馬県指定重要無形文化財

（指定）

第二十三条 知事は、県の区域内に存する無形文化財（法第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとつて重要なものを群馬県指定重要無形文化財（以下「県指定重要無形文化財」という。）に指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該県指定重要無形文化財の保



持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

- 3 第一項の規定による指定及び前項の規定による認定をするには、第四条第三項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による指定は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。
- 5 知事は、第一項の規定による指定をした後においても、当該県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 6 前項の規定による追加認定には、第四項及び第四条第三項の規定を準用する。

（解除）

第二十四条 県指定重要無形文化財が県指定重要無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の理由があるときは、知事は、その指定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の理由があるときは、知事は、その認定を解除することができる。
- 3 第一項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第四条第三項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による指定の解除又は第二項の規定による認定の解除は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。
- 5 県指定重要無形文化財について法第七十一条第一項の規定による重要無形文化財の指定があつたときは、当該県指定重要無形文化財の指定は解除されたものとする。
- 6 前項の場合には、知事は、その旨を県報で告示するとともに、当該県指定重要無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。
- 7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、県指定重要無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、知事は、その旨を県報で告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第二十五条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他規則の定める理由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者

であつた者) について、同様とする。

(保存)

第二十六条 知事は、県指定重要無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定重要無形文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十五条第二項の規定を準用する。

(公開)

第二十七条 知事は、県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体に対し県指定重要無形文化財の公開を、県指定重要無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による県指定重要無形文化財の公開には、第十九条第三項及び第六項の規定を準用する。

3 県は、第一項の規定による県指定重要無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十五条第二項の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第二十八条 知事は、県指定重要無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

## 第二節 群馬県登録無形文化財

(無形文化財の登録)

第二十八条之二 知事は、県の区域内に存する県指定重要無形文化財以外の無形文化財(法第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定されたもの、法第七十六条の七第一項の規定により登録されたもの及び法第八十二条第二項の規定による市町村の条例に基づき指定されたものを除く。)のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを群馬県登録無形文化財(以下「県登録無形文化財」という。)として登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第二十二条の二第二項の規定を準用する。

3 知事は、第一項の規定による登録をするに当たっては、当該県登録無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

4 第一項の規定による登録又は前項の規定による認定をするには、知事は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

5 第一項の規定による登録及び第三項の規定による認定は、その旨を県報で告示するとともに、当該県登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保

持団体にあつては、その代表者)に通知してする。

- 6 知事は、第一項の規定による登録をした後においても、当該県登録無形文化財の保持者又は保持団体として第三項の規定による認定をするに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

(抹消等)

第二十八条の三 県登録無形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の理由があるときは、知事は、その登録を抹消することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の理由があるときは、知事は、その認定を解除することができる。
- 3 第一項の規定による登録の抹消又は前項の規定による認定の解除には、前条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による登録の抹消又は第二項の規定による認定の解除は、その旨を県報で告示するとともに、当該県登録無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。
- 5 県登録無形文化財について法第七十一条第一項の規定による重要無形文化財の指定があつたとき、法第七十六条の七第一項の規定による登録があつたとき若しくは法第一百八十二条第二項の規定による市町村の条例に基づく指定があつたとき又は第二十三条第一項の規定による指定をしたときは、当該県登録無形文化財の登録は、抹消されたものとする。
- 6 前項の場合には、知事は、その旨を県報で告示するとともに、当該県登録無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。
- 7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、県登録無形文化財の登録は抹消されたものとする。この場合には、知事は、その旨を県報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第二十八条の四 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他規則で定める理由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

(公開に関する指導又は助言)

第二十八条の五 知事は、県登録無形文化財の保持者又は保持団体に対しては県登録無形

文化財の公開に関して、県登録無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開に関して、必要な指導又は助言をすることができる。

(保存に関する指導又は助言)

第二十八条の六 知事は、県登録無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

### 第三節 県指定重要無形文化財以外の無形文化財

(削除)

第二十九条 知事は、県指定重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、県は、適当な者に対し、当該無形文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定による選択には、第四条第三項の規定を準用する。

3 第一項の規定により補助金を交付する場合には、第十五条第二項の規定を準用する。

## 第四章 民俗文化財

### 第一節 群馬県指定重要有形民俗文化財及び群馬県指定重要無形民俗文化財

(指定)

第三十条 知事は、県の区域内に存する有形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを群馬県指定重要有形民俗文化財（以下「県指定重要有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを群馬県指定重要無形民俗文化財（以下「県指定重要無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による県指定重要有形民俗文化財の指定には、第四条第二項から第六項までの規定を準用する。

3 第一項の規定による県指定重要無形民俗文化財の指定には、第四条第三項及び第四項（県報で告示する部分に限る。）の規定を準用する。

(解除)

第三十一条 県指定重要有形民俗文化財又は県指定重要無形民俗文化財が県指定重要有形民俗文化財又は県指定重要無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、知事は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による県指定重要有形民俗文化財の指定の解除には、第四条第三項から第五項まで及び第五条第五項の規定を準用する。

3 第一項の規定による県指定重要無形民俗文化財の指定の解除には、第四条第三項及び第四項（県報で告示する部分に限る。）の規定を準用する。

4 県指定重要有形民俗文化財又は県指定重要無形民俗文化財について法第七十八条第一

項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたときは、当該県指定重要有形民俗文化財又は県指定重要無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合の県指定重要有形民俗文化財の指定の解除には、第五条第四項及び第五項の規定を準用する。

6 第四項の場合の県指定重要無形民俗文化財の指定の解除については、知事は、その旨を県報で告示しなければならない。

(県指定重要有形民俗文化財の保護)

第三十二条 県指定重要有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

2 県指定重要有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、知事は、前項の届出に係る現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(県指定重要有形民俗文化財に関する準用規定)

第三十三条 県指定重要有形民俗文化財については、第六条から第十六条まで及び第十八条から第二十二條までの規定を準用する。

(県指定重要無形民俗文化財の保存)

第三十四条 知事は、県指定重要無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、県指定重要無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、県は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第十五条第二項の規定を準用する。

(県指定重要無形民俗文化財の記録の公開)

第三十五条 知事は、県指定重要無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第十五条第二項及び第二十七条第三項の規定を準用する。

(県指定重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第三十六条 知事は、県指定重要無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

## 第二節 群馬県登録有形民俗文化財及び群馬県登録無形民俗文化財

(有形の民俗文化財の登録)

第三十六条の二 知事は、県の区域内に存する県指定重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの、法第九十条第一項の規定により登録されたもの及び法第百八十二条第二項の規定による市町村の条例に基づき指定されたものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを群馬県登録有形民俗文化財（以下「県登録有形民俗文化財」という。）として登録原簿に登録することができる。

- 2 前項の規定による登録には、第二十二條の二第二項から第七項までの規定を準用する。
- 3 県登録有形民俗文化財については、第二章第二節（第二十二條の二を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十二條の八第一項ただし書中「維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合」とあるのは、「規則で定める場合」と読み替えるものとする。  
（無形の民俗文化財の登録）

第三十六條の三 知事は、県の区域内に存する県指定重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（法第七十八條第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの、法第九十條の五第一項の規定により登録されたもの及び法第八十二條第二項の規定による市町村の条例に基づき指定されたものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを群馬県登録無形民俗文化財（以下「県登録無形民俗文化財」という。）として登録原簿に登録することができる。

- 2 前項の規定による登録には、第二十二條の二第二項、第四項及び第五項（県報で告示する部分に限る。）の規定を準用する。  
（県登録無形民俗文化財の登録の抹消）

第三十六條の四 県登録無形民俗文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の理由があるときは、知事は、その登録を抹消することができる。

- 2 前項の規定による県登録無形民俗文化財の登録の抹消には、第二十二條の二第四項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による県登録無形民俗文化財の登録の抹消は、その旨を県報に告示してする。
- 4 県登録無形民俗文化財について法第七十八條第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定があつたとき、法第九十條の五第一項の規定による登録があつたとき若しくは法第八十二條第二項の規定による市町村の条例に基づく指定があつたとき又は第三十條第一項の規定による県指定重要無形民俗文化財の指定をしたときは、当該県登録無形民俗文化財の登録は、抹消されたものとする。
- 5 前項の場合には、知事は、その旨を県報で告示しなければならない。  
（県登録無形民俗文化財の記録の公開に関する指導又は助言）

第三十六條の五 知事は、県登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開に関して必要な指導又は助言をすることができる。

（県登録無形民俗文化財の保存に関する指導又は助言）

第三十六條の六 知事は、県登録無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第三節 県指定重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財  
（削除）

第三十七条 県指定重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財については、第二十九条の規定を準用する。

## 第五章 記念物

### 第一節 群馬県指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第三十八条 知事は、県の区域内に存する記念物（法第九十九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを群馬県指定史跡、群馬県指定名勝又は群馬県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第四条第二項から第五項までの規定を準用する。

(解除)

第三十九条 県指定史跡名勝天然記念物が県指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、知事はその指定を解除することができる。

2 県指定史跡名勝天然記念物について法第九十九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第一項の規定による指定の解除には、第四条第三項から第五項までの規定を、前項の場合には、第五条第四項の規定を準用する。

(標識の設置)

第四十条 県指定史跡名勝天然記念物の所有者、管理責任者（第四十二条において準用する第六条第二項の規定により県指定史跡名勝天然記念物の所有者が選任する専ら自己に代わり当該県指定史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者をいう。次条において同じ。）又は管理団体（第四十二条において準用する第八条第一項の規定により知事が指定する市町村その他の法人をいう。次条において同じ。）は、規則の定める基準により、県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第四十一条 県指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(準用規定)

第四十二条 県指定史跡名勝天然記念物については、第六条から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第二十一条及び第二十二条第一項の規定を準用する。

### 第二節 群馬県登録記念物

(記念物の登録)

第四十二条の二 知事は、県の区域内に存する県指定史跡名勝天然記念物以外の記念物(法

第百九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの、法第百三十二条第一項の規定により登録されたもの及び法第百八十二条第二項の規定による市町村の条例に基づき指定されたものを除く。)のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを群馬県登録記念物（以下「県登録記念物」という。）として登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第二十二条の二第二項から第六項までの規定を準用する。  
(準用規定)

第四十二条の三 県登録記念物については、第二十二条の三第一項から第四項まで、第二十二条の四、第二十二条の五、第二十二条の七、第二十二条の八、第二十二条の十及び第四十一条の規定を準用する。

## 第六章 群馬県選定保存技術

(選定等)

第四十三条 知事は、県の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第百四十七条第一項の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを群馬県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 知事は、前項の規定による選定をするに当たっては、県選定保存技術の保持者又は保存団体（県選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 一の県選定保存技術について前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第一項の規定による選定及び前二項による認定には、第四条第三項及び第二十三条第四項から第六項までの規定を準用する。

(解除)

第四十四条 知事は、県選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の理由があるときは、その選定を解除することができる。

2 県選定保存技術について法第百四十七条第一項の規定による選定保存技術の選定があつたときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

(県選定保存技術に関する準用規定)

第四十五条 県選定保存技術については、第二十四条第二項から第二十六条まで及び第二十八条の規定を準用する。

## 第七章 埋蔵文化財

(報償金)

第四十五条の二 法第百五条に規定する報償金について必要な事項は、規則で定める。

(譲与等)

第四十五条の三 文化財の発見者又は発見された土地の所有者は、法第百七条第一項に規



定する文化財の譲与を受けようとするときは、規則で定めるところにより申請しなければならない。

- 2 知事は、法第五条第一項の規定により県に帰属した文化財のうち、法第七條第一項の規定により当該文化財の発見者又は発見された土地の所有者に譲与するもの及び当該文化財の保存又はその効用からみて県が保有するものを除き、当該文化財の発見された土地を管轄する市町村その他知事が認める団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

(土地の発掘に係る届出、指示及び命令等)

第四十五条の四 法第八十四条第一項第六号の規定により知事が行うこととなる事務について必要な事項は、規則で定める。

## 第八章 補則

(規則への委任)

第四十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第九章 罰則

第四十七条 県指定重要文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

第四十八条 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

第四十九条 第十七条(第四十二条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、知事の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、県指定重要文化財若しくは県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は知事の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和五十一年十一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行前従前の規定によつて指定された県指定重要文化財及び県指定史跡名勝天然記念物は、この条例の相当規定により指定されたものとみなす。
- 3 この条例施行前従前の規定によつてなされた指示、勧告等は、この条例の各相当規定によつてなされたものとみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(関係条例の一部改正)

5 群馬県屋外広告物条例（昭和三十九年群馬県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「及び緑地保全地区」を「、緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区」に改め、同条第三号中「地域並びに」を「地域、」に改め、「仮指定された地域」の下に「並びに同法第八十三条の三第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域で知事が指定する地域」を加え、同条第四号中「群馬県文化財保護条例（昭和二十七年群馬県条例第五十四号）第三条」を「群馬県文化財保護条例（昭和五十一年群馬県条例第三十九号）第四条又は第三十条第一項」に改める。

6 群馬県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年群馬県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

附 則（平成四年三月二十六日条例第十一号）

- 1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十二年三月二十三日条例第十号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十四日条例第四十八号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十二日条例第二十八号）

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月二十七日条例第十二号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。  
(群馬県文化財保護条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和六年〇月〇日条例第〇号）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。